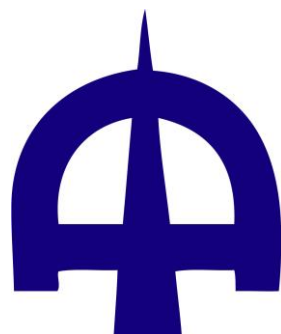


相模原市立相原中学校 P T A 規約



相模原市立相原中学校 P T A 規約

第 1 章 [名 称 及 び 事 務]

第 1 条 この会は、相模原市立相原中学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

第 2 章 [目 的 及 び 活 動]

第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 会員相互の研修をつみ、親睦をはかり、教養を高める。
2. 家庭と学校との親密な連絡によって、生徒の家庭ならびに、地域における生活環境をよくする。
3. 学校の教育環境の整備をはかる。
4. 教育関係機関・団体へ協力して、地域における社会教育の振興に努める。

第 3 章 [方 針]

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

1. 青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の機関・団体と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で、いかなる選挙にも候補者を推薦しない。
4. 学校の教育活動の推進に協力する。ただし、学校の管理や人事には干渉しない。

第 4 章 [会 員]

第 5 条 この会の会員になることのできる者は、次のとおりとする。

1. 相原中学校（以下本校という）に在籍する生徒の保護者、またはそれに代わる者
2. 本校の教職員

第 6 条 会員は、会費を納めなければならない。会費は月額 2 5 0 円とする。

第 7 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 [会 計]

第 8 条 この会の経費は、会費その他の収入によって支弁する。会費は月額 2 5 0 円とする。

第 9 条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 10 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 11 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 12 条 この会に、次の特別会計を設け、経理は別に定める。

1. 周年行事積立金特別会計
2. 特別活動資金特別会計

第6章 [役 員]

第13条 1. この会の役員は次のとおりとする。

会 長	1名	(保護者)		
副会長	3名	(保護者 2	・ 教職員 1)	
書 記	2名	(保護者 1	・ 教職員 1)	
会 計	2名	(保護者 1	・ 教職員 1)	

ただし、書記・会計については必要に応じて、若干名を増員することができる。

2. 学校長をこの会の顧問とし、会議に出席することができる。

第14条 役員は指名委員会で推薦し、総会の承認を受けなければならない。

第15条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

第16条 役員職務は次のとおりとする。

1. 会 長 (1) 会を代表し、必要によって代理を指名する。
(2) 総会ならびに運営委員会を招集する。
(3) すべての委員会の委員長を運営委員会の承認を得て委嘱する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
3. 書 記 総会及び各種委員会の議事を記録するとともに、この会の事務を処理する
4. 会 計 この会の経理事務を処理し、次年度の予算の原案を作成し、年次総会において決算報告する。

第7章 [会 計 監 査]

第17条 この会に、3名の会計監査委員（保護者 2名・教職員 1名）をおく。

第18条 会計監査委員は、指名委員会で推薦し、総会の承認を受けなければならない。

第19条 会計監査委員は、年度の会計を監査し、総会に報告する。

第20条 会計監査委員任期は1年とし、再任は妨げない。

第8章 [役員候補者指名委員会]

第21条 役員および会計監査の候補者を指名するために、指名委員会をおく。

第22条 指名委員の選出は、次のとおりとする。

1. 学年委員より 6名 (各学年委員会より2名)
2. 広報委員より 2名
3. 教職員より 2名

なお、本部役員若干名が補佐にあたる。

第23条 指名委員は、互選により委員長を選出する。

第24条 指名委員はあらかじめ候補者の同意を得て、総会前にその氏名を全会員に通告する。

第9章 [総 会]

第25条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第26条 総会は、定期総会および臨時総会とする。定期総会は年1回とし、臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき開催する。

第27条 総会の定足数（委任状を含む）は、会員の3分の1以上とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第10章 [委 員 会]

- 第28条 運営委員会は、役員・常置委員会の正副委員長および特別委員会のある場合には、その委員会をもって構成する。
- 第29条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。
1. 各常置委員会の連絡調整をはかり、総会に提出する議案を作成する。
2. 各委員会の委員長を承認する。
3. その他必要な事項を協議立案し、その実施に努める。
- 第30条 運営委員会は、会長が必要と認めた時、または構成員の4分の1以上の要求があった時開催し、会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第31条 常置委員会には、学年委員会・広報委員会をおく。
- 第32条 常置委員会の任務は、次のとおりである。
1. 学年委員会
各学年学級との連携を密にし、教育的諸活動に協力する。
2. 広報委員会
会報を発行し、本会活動の理解徹底をはかる。
- 第33条 常置委員会は、委員長が必要と認めた時、または構成員の4分の1以上の要求があった時開催し、会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第34条 特別な事項について必要があるときは、特別委員会を設けることができる。

第11章 [規 約 の 改 正]

- 第35条 この会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

- 付 則
1. この会の規約は、昭和55年9月21日から効力を生ずる。
 2. 会員の表彰・慶弔に関しては、別に定める内規による。
 3. 平成2年4月28日定期総会で一部改正。
 4. 平成4年4月25日定期総会で一部改正。
 5. 平成11年5月15日定期総会で一部改正。
 6. 平成12年5月20日定期総会で一部改正。
 7. 平成14年5月18日定期総会で一部改正。
 8. 平成16年5月15日定期総会で一部改正。
規約第12条に関係する、二つの内規を新設する。
 9. 平成24年5月12日定期総会で一部改正。
 10. 平成25年5月11日定期総会で一部改正。
 11. 平成27年5月9日定期総会で一部改正。
 12. 平成29年12月22日臨時総会で一部改正。
 13. 令和元年5月11日定期総会で一部改正

周年行事積立金特別会計に関する内規

- 第 1条 周年行事積立金特別会計は、本校の歴史をまとめ、将来に引き継いでいくために行う周年行事の資金として運用する。
- 第 2条 周年行事実施のため、PTA 予算から積立てを行う。
- 付 記 1. 平成16年5月15日より実施する。
2. 平成24年5月12日定期総会にて一部改正。

特別活動資金特別会計に関する内規

- 第 1条 本会が行う収益事業により得た収益金等を運用するため、特別活動資金特別会計を設ける。
- 第 2条 本会が行う収益事業は、運営委員会が議決した事業とし、本会の発展、学校教育環境及び部活動の充実に資するものとする。
- 第 3条 収益金等の運用は、次の事業を対象とし、運営委員会でその都度議決する。
1. 本会予算の助成
2. 学校備品等の購入
3. 部活動用具の購入
4. 本校の名誉を高め、他の模範となる部活動に対し、収益事業により得た収益金に応じて年1回を基準とし助成する。
 関東大会以上出場・・・3万円を上限とする。
5. その他
- 第 4条 収益金等の管理は、会計が行う。
- 付 記 1. 平成16年5月15日より実施する。
2. 平成24年5月12日定期総会にて一部改正。

表彰・感謝・慶弔ならびに災害に関する内規

- 第1条 本会は生徒ならび会員の表彰・慶弔・障害・疾病および災害等にあたり、次に定める規定によって会の意思を表す。
- 第2条 本会ならびに本校教育の充実発展に寄与し、功績顕著と認められる場合、感謝状ならびに記念品を贈り感謝の意を表す。
- 第3条 生徒で他の範とする行為のあったときは、運営委員会で協議し、記念品を贈り表彰する。
- 第4条 教職員の転任・退職に際しては、記念品を贈る。
(一律3,000円とする。)
- 第5条 役員の退任に際しては、記念品を贈る。
(一律3,000円とする。)
- 第6条 会員またはその家族に弔事のあった際は、下記に相当する金品を贈り弔意を表す。
1. 会員死亡の場合(保護者・教職) 5,000円と生花等
2. 教職員の配偶者・父母の死亡の場合 5,000円
3. 生徒の死亡の場合 5,000円と生花等
4. その他特別な事情のある場合は、役員が決定し運営委員会に報告する。
- 第7条 生徒疾病・障害に対しては、日本スポーツ振興センターまたはこれに準ずるものにより処理するが、別の事情がある場合は、運営委員会で決定する。
- 第8条 会員の住宅が災害を受けた場合は、次の金品を贈り見舞いの意を表す。
1. 見舞金 10,000円

- ただし、災害が広範囲にわたり、支出が困難と認められる場合は、総会または運営委員会の議決により減額または贈らない場合もある。
2. それ以外で、必要ありと認められた場合は、運営委員会で決定する。

- 付 記
1. この規定は、昭和55年9月21日より実施する。
 2. 昭和61年9月10日定期総会にて一部改正。
 3. 平成元年5月6日定期総会にて一部改正。
 4. 平成3年4月27日定期総会にて一部改正。
 5. 平成12年5月20日定期総会にて一部改正。
 6. 平成22年5月15日定期総会にて一部改正。
 7. 平成24年5月12日定期総会にて一部改正。

旅 費 に 関 す る 内 規

- 第1条 本会对し対外諸団体より集会出席の要請を受け、会長が承認し、対外諸団体に対し本会会員を出席させるときは、旅費及び日当を支給する。
1. 旅 費。
相原駅、橋本駅いずれかの最寄り駅を起点として、交通機関を利用した実費を支給する。自動車等での移動の場合には、公共交通機関と同額を支給する。ただし、学区内及び、橋本駅、橋本小、旭小、宮上小、旭中、杜のホール、橋本公民館、ソレイユさがみは支給しない。
 2. 日 当。
一律300円とする。

- 付 記
1. この規定は、昭和55年9月21日より実施する。
 2. 平成13年5月19日定期総会で一部改正。
 3. 平成14年5月18日定期総会で一部改正。
 4. 平成22年5月15日定期総会で一部改正。
 5. 平成26年5月10日定期総会で一部改正。

役員・委員選出の免除条件に関する内規

- 第 1条 役員・委員に就任した会員は、翌年度以降、本部役員・学年委員・広報委員の選出から免除される。
- 第 2条 選出対象者がいない場合もしくは、定員より少ない場合は、この限りではない。
- 第 3条 免除対象の会員でも希望すれば、選出に加わることが出来る。
- 第 4条 役員・委員に就任した会員とは、過去に総会資料に名前が記載された会員を指す。
- * 班長は、地区委員ではないので、免除対象に該当しない。

- 付 記
1. 平成26年5月10日より実施する。

個人情報取り扱いに関する内規

- 第 1条 本会が個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定するとともに特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。
- 第 2条 本会が取り扱う個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供は行わない。ただし法令に基づく場合、人の生命、身体または財産の保護のため必要がある場合にあって、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りではない
- 第 3条 本会が取り扱う個人情報の漏洩、滅失、または毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要なかつ適切な措置を講じる

- 付 記
1. 令和3年5月8日より実施する。